

平成24年度 文化庁 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業(ミュージアム活性化支援事業)

神野御茶屋

殿様の別邸



いあいざし

十代佐賀藩主鍋島直正公は、科学技術や医学など、わが国の近代化を他藩に先駆けて先導した名君のひとりとして知られていますが、多忙な殿様に必要だったのが「御茶屋」という別邸でした。直正公時代の数ある御茶屋のうち、弘化三年（一八四六）に造営された最も宏大な御茶屋が神野御茶屋です。のちに自ら後悔したと言われるほど、その造作は壮麗で、室内は選りすぐりの御道具で飾られ、藩士と親睦し御一家と遊ばれた神野御茶屋は、藩主の心をしばし解き放つ特別な空間でした。

また明治時代以降も、御下県の際には侯爵鍋島家による園遊会が催されました。大正十二年（一九二三）に鍋島家から佐賀市に寄附され、神野公園と名を改めて来年で九十年。今なお市民の憩いの場として親しまれている神野御茶屋の歴史を文書や古地図、古写真からたどり、室内を飾った御道具の数々によって往時の御茶屋の趣きを偲ぶ展覧会です。

平成二十四年九月二十四日

財団法人鍋島報効会



目次

ごあいさつ	1
目次・凡例	2
図版・解説	3
古写真アルバム	38
関連略年表	40
出品リスト	43

凡例

- 一、この図録は、平成二十四年度文化庁「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（ミュージアム活性化支援事業）」として、財団法人鍋島報効会が主催し、平成二十四年九月二十四日（月）から十二月一日（土）まで徴古館において開催する「神野御茶屋 ― 殿様の別邸 ―」展の解説付き総目録である。
- 一、資料の順序は各テーマに従って配列し、陳列の順序とは必ずしも一致しない。
- 一、資料解説の表記は、出品番号、名称、員数、時代・年代、作者、法量（単位はセンチメートル）、品質・形状、所用者、所蔵者、解説の順に記した。但し、一部の文書資料等は、名称欄に記事内容等を記載した。
- 一、所蔵者表記のないものは、いずれも財団法人鍋島報効会所蔵。但し、佐賀県立図書館に寄託されている鍋島家文庫資料については、その旨と請求番号を付した。
- 一、解説文中の史料引用は、カタカナや漢字を平仮名にするなど適宜表記を改め、読み下し文にして送り仮名を補ったところがある。
- 一、編集・執筆は財団法人鍋島報効会（主任学芸員 藤口悦子、学芸員 野口朋子、学芸員 富田紘次）が行った。
- 一、図版の写真撮影は、久我秀樹（久我写真事務所）、富田紘次、伊藤優（財団法人鍋島報効会 資料調査員）が行った。

1
鍋島直正公肖像写真（パネル展示） 一枚

安政六年（一八五九）
川崎道民撮影
縦一〇・七cm 横八・一cm
アンプロタイプ写真



殿様の別邸 直正公の四つの御茶屋

本展で紹介する神野御茶屋は、十代藩主鍋島直正公が弘化三年（一八四六）に造営した御茶屋（別邸）である。直正公の時代には、佐賀城下の内外に複数の御茶屋が存在していた。ここでは神野御茶屋を中心に、四つの御茶屋をとりあげ、その成立や使用方法などの特徴について紹介する。



十可亭 直正公は川上（現・佐賀市大和町）の十可亭（御腰掛）へもしばしば出かけた。建屋は30～40坪ほどというが、川上の景勝が一望できた。特に8月には鮎梁の記事が年譜に散見され、昼は鮎梁、夜は川上川に鵜舟を浮かべて遊んだという。（『公傳』第五篇）

十五御茶屋（弘化三年解体）

三代藩主鍋島綱茂公の観願荘造営以来、大名庭園や藩主家の住居、諫早家や藩主家の御茶屋として形を変えながら続いた伝統の地に建つ十五御茶屋（現・佐賀市鬼丸町）には、天保元

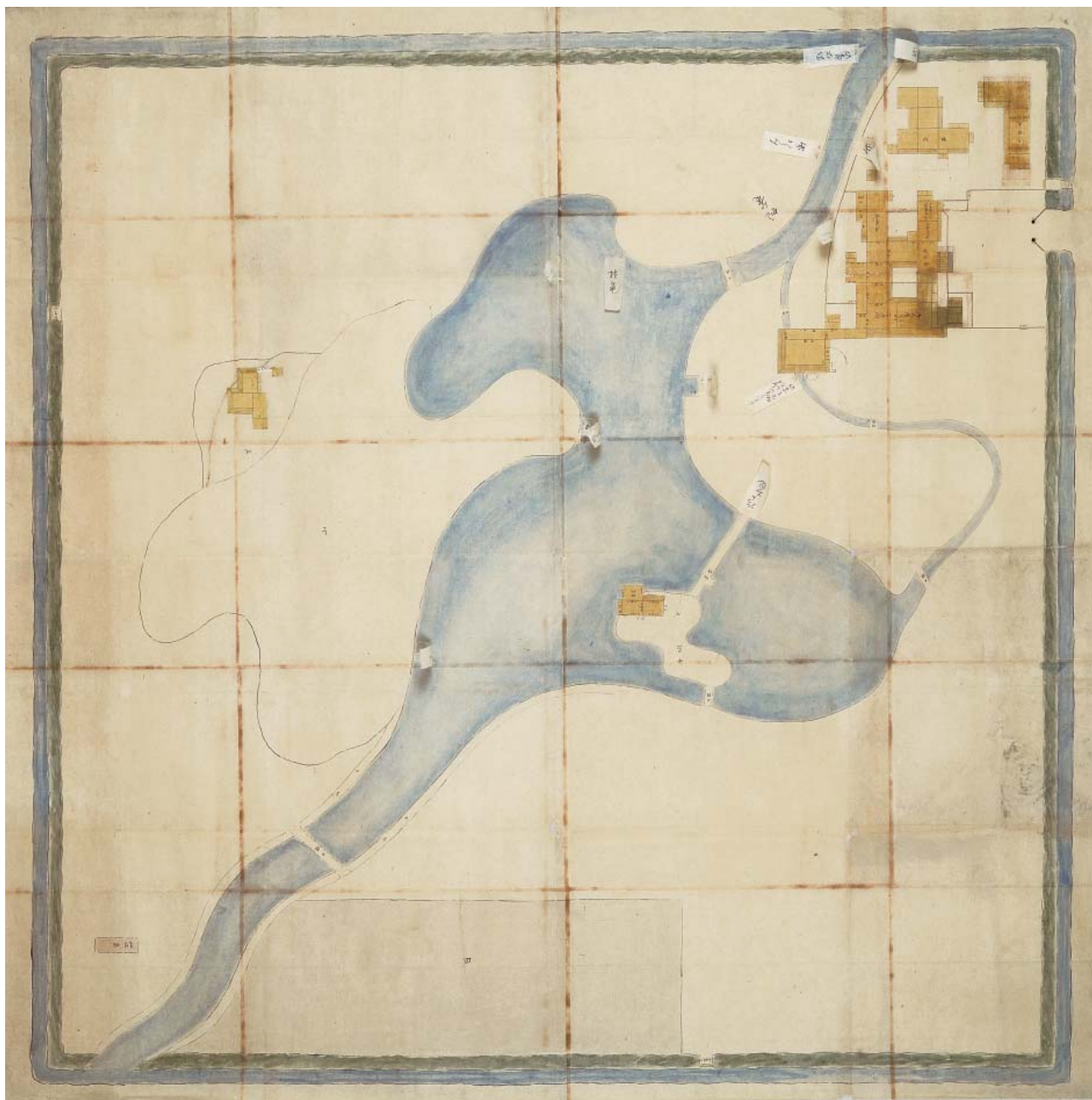
年（一八三〇）、直正公が藩主に就任した当初は「大御伯母右近様」（七代藩主鍋島重茂公の娘・数姫）が住居していたが、直正公はその頃からしばしば足を運んでいた。しかし天保六年、「十五と中折」とに御茶屋あるのみ。されど孰れも亦狭隘にして用に當らざるが故に」（『鍋島直正公傳』第二篇、以下『公傳』と略す）、佐賀城の東南に水ヶ江御茶屋が造営された。これに伴い、天保八年からは武芸訓練のための御用地として十五御茶屋周辺の武家屋敷が藩により買収され（鍋八三二・三三屋鋪御帳扣）、「鬼丸訓練屋敷」となったこの一帯で盛んに行われた水軍や銃陣等の訓練には直正公もしばしば視察に出かけた。天保十五年には御火術方役所を設置するなど藩主別邸としての機能はますます薄らいだようである。弘化三年（一八四六）の神野御茶屋造営に伴い最終的に十五御茶屋の解体が命じられた。

佐賀城と御茶屋

『公傳』第二篇によれば、天保六年、痲病にかかった直正公の名代として古賀穀堂が城下の諸社を参詣して平癒を祈り、やがて治癒した。この一件を受け、病後の保養地として造営されたのが水ヶ江御茶屋である。「官衙兵營に止宿するが如く、自然窮屈なるものあるにより、病後の燕居遊豫のため、すなわち「直正公が（当時政庁のあった）二の丸に居住することは、役所や兵營に宿泊しているようなもので精神的に窮屈をきたすものである。そこでこのたびの病後の寛ぎの地として、水ヶ江御茶屋造営の話が持ち上がった」という次第である。

たまたまだが、水ヶ江御茶屋造営中の五月十一日に佐賀城二の丸御殿は焼失し、直正公は天保九年以降は再建され

北



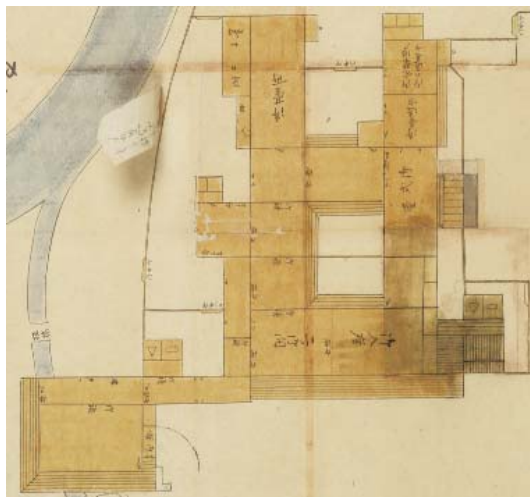
6 神野御茶屋図

一舗

江戸時代末期（一九世紀）
 縦一三七・五cm 横一三〇・三cm
 紙本淡彩墨書

右の計画図の平面間取りと比べると、無限青山亭の御式台まわりに変更が見られ、御式台や御入座付近に付箋が貼られている。また変更後の本図の間取りが現状に通ずることから、のちの改築事情を示した絵図と思われる。

泉水の北東に位置する無限青山亭は平屋建・寄棟造・茅葺・入側庇・瓦葺の建物で、間取図によると南側の「御入座・二ノ御間」を中心に一列並びの部屋が中庭を囲んで回型四方をなす部分と、南西部の泉水に面する別棟部分とで構成されている。一方、中島に建つ中島釣殿（茶雨庵）は東西に並ぶ二間と池に張り出した「拭板」と縁側からなり、池泉に張り出した部分には「御手スリ」がつき、東側には花頭窓がつく。



無限青山亭 部分

中島釣殿 茶雨庵



8 中島釣殿(茶雨庵)

(ハネル展) 一枚

江戸時代後期、明治時代初期

(本紙) 縦二五・〇cm 横一九・七cm

(台紙) 縦一九・六cm 横二七・六cm

鶏卵紙写真

遺された古写真

神野御茶屋の「方百間」をほこる広大な敷地のうち、北東に位置する建物を「無限青山亭」、泉水の中島に建つ釣殿を「茶雨庵」と称したことが、この二枚の古写真から知られ、貴重である。

「無限青山」の名付けは、幕府の著名な儒学者である佐藤一斎(一七七二〜一八五九)によるもので、一斎の揮毫になる同名の扁額は広間(御入座)の北側、はるか天山一帯を見晴らす場所に掲げられた(『公傳』第五篇)。また、中島の「茶雨庵」とは、直正公の号である「茶雨」から名付けられたものであろう。

殿様の別邸

神野御茶屋を飾った御道具類

神野御茶屋において鍋島直正公が小宴を催し、歓談を行い、茶席を設けた折々に、その場を飾り、用いられた御道具類とはいかなるものであつたらうか。幸いにも神野御茶屋に関する三種の御道具帳が現存しており、なおかつそこに記載された御道具のうち三分の一にあたる三十一件が現存しており、往時のあり方を偲ぶことができる。

御道具帳

その三種とは「神野御茶屋御置付御道具帳」（出品資料No.17）、「御道具方御品控帳」（出品資料No.18）、「神野御道具帳」（出品資料No.19）である。これらによると、御道具類は御茶屋内の御小道具方で管理されたもの（七十件）と、何らかの契機により佐賀城本丸の御道具方より借用し留め置かれたもの（十九件）とから成っている。このうち弘化三年七月の御道具帳に捺された確認印から、古川松根（一八一三〜七二）が当初より御道具の管理に携わっていたことが分かる。古川松根は直正の側近・近習頭で、御家作方の一人として神野御茶屋の造営に携わっている。彼はまた書画にすぐれ和歌を嗜み、有職故実に明るい文化人でもあり、御茶屋の御道具の選定にも関わった可能性が考えられる。御道具の種類は書画・茶道具・香道具・花道具・懐石具・遊戯具などかなり、御茶屋におけるあらゆる用途に必要とされる品揃えであることが分かる。ただ、もっとも多くを占める茶道具についてみると、その道具揃えには不自然さがあり、折々

の茶事の用を成すのに事足りるとは思えない。現存する御道具帳に記載されたものが必ずしもその全貌を示しているわけではないのであろう。また、御道具帳には名称・員数・共箱の情報のみが記されるため、産地や時代などの詳細を知るのは困難である。

御道具の特徴

以上のことを前提として、名称の内容や現存する資料を手がかりに神野御茶屋で用いられた御道具の特徴を御道具帳に求めてみると、直正公を含め、八代鍋島治茂公（一七四五〜一八〇五）以降の歴代藩主が嗜んだ茶道・宗（ほんりゅう）流にゆかりの茶道具が散見され、侘び数寄を彷彿とさせる。茶道具と懐石具は国産のものが大半であるが、一方で床飾りに用いられる掛物や香道具、文房具には、中世よりわが国で珍重された元・明時代の唐物が少なからず見受けられる。特に、神野御茶屋が完成した弘化三年（一八四二）八月に御道具方より借用した床飾りは、十五件のうち実に十一件が唐物である。懐石具は瀟洒な蒔絵の膳碗や青磁・染付の向付など、いずれも十人前が用意されている。なかにはヨーロッパ製の酒器やコップもあり、宴の席を華やいだものにしたであろう。幕府の儒者である佐藤一斎（一七七二〜一八五九）が名付け揮毫した「無限青山」扁額も御道具として名を連ねている。いずれも直正公が目にし、手に取り、愛でた品々である。

御道具のその後

これらの御道具は、あるいは慶応〜明治年間に「三の丸中奥」・「東京（侯爵鍋島邸）・御館」（佐賀内庫所）へ移り、あるいは明治前期に元御道具方へ返納されており、移動しなかった御道具類については、大正七年（一九一八）内庫所御道具帳にその名が見られることから、明治中期から大正七年までの間に侯爵鍋島家の別邸兼事務所である佐賀内庫所の管理となっていたことが分かる。佐賀城の御道具類は明治七年（一八七四）の佐賀の乱によりその多くが失われてしまったが、神野御茶屋の御道具の多くは御茶屋内に留め置かれていたために、幸いに罹災を免れることができた。そうして残された三十一件が、ここに紹介する御道具である。

一般に藩主別邸の私的な御道具は、城内の公式行事で用いられる表道具と比べ、用いられる場や用途が異なり、またまつて伝来することも稀である。神野御茶屋の御道具類は、藩主在任中も隠居後も、直正公が賓客をもてなし、時に私的な寛ぎのひとつを過ぐす際にその空間を彩った品々であり、大名道具の性格を考える上でも貴重な資料群であるといえよう。



20 紺紙白字詩書屏風 一隻

江戸時代前期（一七世紀）

洪浩然筆

（各扇） 縦一三二・〇cm 横五三・〇cm
紺紙白字 六曲屏風装（一対のうち）

紺紙に胡粉を用いて七言絶句四首を書いた一対の屏風で、右隻（参考資料）に唐の杜牧の「山行」、張繼の「楓橋夜泊」、左隻（出品資料）に北宋の魏野の「尋隱者不遇」、蘇軾の「漢陰堂」が行草体で書かれている。各首の末に落款「浩然」（白文円印）。

作者の洪浩然（一五八二～一六五七）は文禄二年（一五九三）朝鮮出兵中の鍋島直茂公による晋州攻撃の際、大筆を肩にかけ穴に隠れていたところを捕えられ佐賀へ連れてこられたという。浩然是のち儒者として直茂と初代藩主鍋島勝茂公に仕え、漢詩と書にすぐれた。明暦三年（一六五七）勝茂の死に伴い、「忍」の一字を家族に遺し殉死を遂げた（七十六歳）。浩然の書は楷書体で打込と止め節をつくる独特の書体で知られ、「コブ浩然」と称される所以でもあるが、この屏風のような行草体も残している。

御道具帳（出品資料No.18）によると、本作は彭啓豊（一七〇一～八四）ほか筆の「端振金文字花鳥六枚折御屏風 壹双」とともに嘉永三年四月に御道具方より借用し、神野御茶屋で用いられたことがわかる。

【翻刻資料】左隻

（第一～三扇）

尋真誤入蓬
菜鳥、香風不
動松花老。採
芝何処未歸
來、白雲满地
無人掃。

（第四～六扇）

白水滿時雙
鷺下、綠槐高
處一蟬吟。酒
醒門外三竿
日、臥看溪南
十畝陰。

【翻刻資料】右隻

（第一～三扇）

遠上寒山石
徑斜、白雲生
處有人有。停
車坐愛楓林
晚、霜葉紅於
二月花。

（第四～六扇）

白月落烏啼霜
滿天、江楓漁
火對愁眠。姑
蘇城外寒山
寺、夜半鐘聲
到客船。

【参考】右隻



左隻



【参考】右隻



37 唐松布袋唐子堆朱香盆 一枚

中国・明時代（一六世紀）
高さ二・一cm 縦二九・二cm 横一九・二cm
木製 堆朱

本作は香炉などをのせるための盆で、見込に枠を設け、内には巾繫の地文に唐松と岩、頭陀袋を結わえた杖を肩にかけた布袋に戯れる六人の唐子をあらわす。四周には花菱襷の地文に雲鶴を交互に配し、外側には同地文に四種の花卉文をあらわす。底面は黒漆塗とす。



38 黒漆塗布袋唐子螺鈿網代香合 一合

中国・清時代（一八世紀）
高さ七・八cm 縦六・七cm 横六・七cm
木製 漆塗 螺鈿

方形入角、印籠蓋造、台付の三重香合で、台には刳形をつける。総体黒漆塗、蓋裏・見込は朱漆塗で、合口部は錫製とする。蓋表には薄貝螺鈿と金切金で布袋と六人の唐子をあらわし、顔や衣には毛彫りを施す。各段の側面には周囲の七宝花菱繫文のなかに網代を貼付する。入隅部は二列の連珠文、脚部は半裁の輪違い風連続文をほどこす。弘化三年八月、神野御茶屋が落成した際に、床飾りとして用いるために御道具方より借用した御道具のうちのひとつ。



39 銀夕顔形水注 一合

江戸時代
高さ一〇・〇cm
銀製

水注は文房具の一種で、硯に注ぐ水を入れておくもの。銀製の水注で、箱書と御道具帳には「水入」と記される。把手は籐巻とし、注口は細く湾曲する。蓋は夕顔の葉を、胴全体はどっしりとした夕顔の実を象っている。日本では器に二つの水穴を設けた水滴を筆や硯と共に硯箱に収めて用いるのが主流であり、本作は日本製であるが、文机に置き、あるいは書院飾りとする唐物のあり方に則ったものであろう。

近代の神野御茶屋

鍋島家の御下県

十代藩主鍋島直正公の別邸として造営された「神野御茶屋」。明治維新を迎えた明治元年（一八六八）は、隠居の松平閑叟（直正）に対し、三月から太政官代への出仕、七月には病氣療養のため帰国、京都と佐賀を電流丸にて往復の多忙さであった。十一月二十日にフルベッキを神野御茶屋に招き会談した後、十一月晦日に京へ向けて出発。明治二年正月には、薩長土肥四藩主が版籍奉還を上表する。そのような中、閑叟公の御暇許可にあたり、四月上旬までには必ず東京に参着すべしとの命を受けて三月一日帰城。三月二十一日、馬車にて神野御茶屋に入られたのを最後に、三月二十八日に東京に向けて発駕して以来、再び佐賀の地を踏むことなく、明治四年正月十八日薨去された。その間、議定・軍防事務局輔・制度事務局輔・上院議長・開拓使督務（開拓使長官）・大納言など要職を歴任し、天皇の信任も特に篤く、公も皇室の藩屏たらんとし、麻布賢宗寺境外に神式の墓所が築かれた。

明治維新後佐賀の地を離れ、東京に本居を移された鍋島家であった。十一代直大公は西洋遊学の途につくべく、明治四年の岩倉使節団に同行し、英国に留学されたが、明治七年の佐賀の乱の報に接し、一旦帰国。すでに政情は安定しており、胤子夫人同伴にて西洋事情の視察に再渡欧。出発前に慌ただしく佐賀に立寄られたこともあるが、正式にはご家族で「ご下県」「ご来榮」されたのは明治二十年が最初であり、神野御茶屋で国老以下縁故者の饗応やかつての家臣を招き宴を張られた。

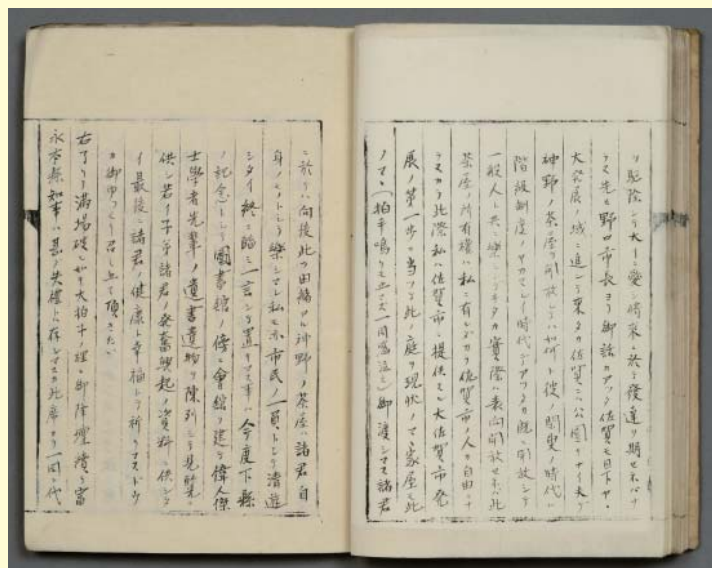
それ以前の御茶屋の利用はいかがであったか。記録（鍋

九八八・九一二「早引諸集」など）では、明治以降「神野御別荘」と言い習わしていた。御茶屋「無限青山亭」と中島釣殿「茶雨庵」の建物のうち、「茶雨庵」は明治初期頃（閑叟公在世中とも）に城内の中野数馬（一八一八〜八一）へ下賜され、「隔林亭」と名付けられたという。明治八年には課税されることとなり、県庁が測量を実施。神野村と八戸溝村に跨ることから、両村から税をかけられた。明治十四年・十七年九月の暴風雨では大破したとの記録もあり、後には改築の記録も出てくる。明治十四年の長崎県令内海忠勝への酒食の接待、十七年には文部少輔九鬼隆一以下の招請、明治二十六年には主馬頭藤波言忠（栄子夫人の兄）の昼食など、接待の場としての利用が見られる。また、明治二十九年五月一日の大隈重信伯を招待しての園遊会、十一月十日には佐野常民伯の歓迎園遊会など貸し会場としても利用された。

鍋島家から佐賀市へ

佐賀市長野口能毅より提出された、大正十一年（一九二二）十二月十八日付「神野お茶屋御開放ノ儀ニ付願」文書によると、神野村の合併に伴い都市計画の大綱見直しに当たり、公園設備の不足を補う意味からも寄附を願うものであった。これに対し、十二代直映公は初めて直奏様を同行された大正十二年のご下県（弘道館記念碑除幕式や直大命松原神社合祀祭に参列）の折、三月三十一日の神野御茶屋での園遊会での御挨拶で「大佐賀市発展の第一歩に当たって、この庭を現状のまま、家屋もこのままお渡します」と述べ（出品資料No.59）、佐賀市への寄附が満場の大拍手で歓迎

された。また、この席で図書館のそばに博物館（徴古館）を建設予定であることも表明された。



大正十二年御下縣略記
3月31日神野園遊会での直映公あいさつ文

「茶雨庵」こと「隔林亭」は直正の側近として国事に奔走した中野数馬に譲られたことは前述したが、明治三十四年十一月十七日の佐賀新聞記事中に「中野致明（数馬長男）が自邸の隔林亭で観菊の宴を催す」とある。大正五年に中野家は東京に移住、中野邸にあった隔林亭は学校敷地となった佐賀高等女学校へ移管されたが、荒廃も進み、戦後には（昭



大正9年11月 梨本宮守正王・伊都子妃殿下(11代直大公 二女)の御来園



大正6年5月3日 直茂公三百年祭帰県時の園遊会

神野御茶屋 — 殿様の別邸
関係略年表

直正公				和暦	西暦	月日	御茶屋	事項	出典
				天保元年	一八三〇	二月七日		直正公、佐賀藩十代藩主となる	
				天保六年	一八三五	二月朔日		水ヶ江御茶屋を造営	直正公譜、鍋島直正公傳
				天保十三年	一八四二	八月二十九日	欄干	欄干御茶屋を造営	直正公譜、直正公御年譜地取 鍋島直正公傳
				弘化二年	一八四五	九月二十四日	欄干	直正公、欄干御茶屋で福岡藩主・黒田長溥と会談	直正公譜、直正公御年譜地取 鍋島直正公傳
				弘化三年	一八四六	二月二十日	神野	神野村・八戸溝村境の場所へ御茶屋を建てるよう仰せ出し	直正公譜、直正公御年譜地取
						三月十八日	神野	この日より、神野御茶屋の掘方普請に取りかかる	神野御茶屋御家作一件扣
						四月十五日	神野	松原神社社人の早田佐渡守らにより、神野御茶屋地鎮祭挙行	神野御茶屋御家作一件扣
						五月二十七日	十五	十五御茶屋を解体し、同所へ石火矢方役所を引き直すよう仰せ出す	直正公譜、直正公御年譜地取
						六月十七日	神野	神野御茶屋御家作につき、平吉郷村々より労働奉仕の申し出があり裁許となる	直正公譜、直正公御年譜地取
						八月一日	神野	直正公、神野御茶屋に入る(年譜初出記事)	直正公御年譜地取
						八月九日頃	神野	このころ神野御茶屋竣工	神野御茶屋棟札、年譜、鍋島直正公傳
				文久二年	一八六二	十月十一日	十可亭	都渡城宿御狩方役宅へ「御入座」を建てるよう仰せだす	直正公譜
				元治元年	一八六四	三月	神野	この年、神野御茶屋を一般開放する	直正公譜、鍋島直正公傳
						十月二十三日	神野	直正公、神野御茶屋にて熊本藩の使者・片山多門を召す	直正公御年譜地取
				慶応四年	一八六八	八月晦日	神野	直正公、神野御茶屋に唐津藩の使者・大八木衛守を召す	直正公御年譜地取
				明治元年	一八六八	十月二十一日	神野	直正公、神野御茶屋で岩倉侍従(岩倉具視の息子)と初めて面談	直正公譜、直正公御年譜地取
						十月二十四日	神野	直正公、神野御茶屋に熊本藩の家老・溝口孤雲を召し、娘の宏姫と熊本藩主・細川護久の縁談について内密に相談	直正公譜、直正公御年譜地取
						十一月二十日	神野	直正公、米国人フルベッキらを神野御茶屋に招く	直正公譜、直正公御年譜地取
				明治二年	一八六九	三月十一日	神野	直正公・直大公、御乗廻にて神野御茶屋に出る	直正公御年譜地取
						三月二十一日	神野	直正公、馬車にて神野御茶屋に入る(同御茶屋入りの年譜最終記事)	直正公御年譜地取
				明治四年		三月二十二日	水ヶ江	直正公、散歩の後、水ヶ江御茶屋に立ち寄り(同御茶屋入りの年譜最終記事)	直正公御年譜地取
						一月十九日	神野	直正公、逝去	
				明治初期			神野	神野御茶屋のうち、茶雨庵を筆頭家老であった中野数馬へ下賜し、城内の中野家へ移築	隔林亭文書
				明治八年	一八七五	九月	神野	これまで無税だった神野村御別荘に公税がかけられることになり、県庁が実地測量を行う(境内は神野村・八戸溝村両村に掛かる)	早引諸集一号
				明治十四年	一八八一	九月二十六日	神野	大風雨にて御館をはじめ、神野御別荘その他、所々大破	早引諸集一号
						十月十四日	神野	長崎県令内海忠勝出佐賀、神野御別荘にて酒食差出す。田中清輔、佐賀郡長その他が相伴	早引諸集一号
				明治十七年	一八八四	三月十八日	神野	文部少輔九鬼隆一其外来佐賀、神野御別荘へ御招請	早引諸集一号
						九月十七日	神野	暴風雨により松原社御境内の石玉垣などが倒れ、神野御別荘・高伝寺・諸番御仕法方・春日山御祠堂ならびに番宅・今宿御仕法方その他、損害を被る	早引諸集一号



現在の神野御茶屋(神野公園)

No.	資料名	員数	時代・年代	法量 (単位はcm)	備考
1	鍋島直正公肖像写真	1 枚	安政 6 年(1859)	縦 10.7 横 8.1	川崎 道民 撮影
2	直正公御年譜地取 巻五	1 冊	明治時代(19 世紀)	縦 25.5 横 18.2	鍋 113-24
3	直正公御年譜地取 巻五	1 冊	明治時代(19 世紀)	縦 26.4 横 18.4	鍋 113-23
4	神野御茶屋御家作一件扣	1 冊	弘化 3 年(1846)	縦 18.8 横 13.4	鍋 673-2
5	神野御茶屋図 *	1 舗	江戸時代末期(19 世紀)	縦 122 横 128	鍋島文庫資料・郷 182
6	神野御茶屋図	1 舗	江戸時代末期(19 世紀)	縦 137.5 横 130.3	鍋 113-24
7	中佐嘉郷神野村 *	1 舗	天明 4 年(1784)	縦 178 横 155	佐賀県立図書館所蔵(郷 113)
8	古写真 無限青山亭藤花 *	1 枚	明治時代初期(19 世紀)	(本紙) 縦 15.0 横 19.8	鍋 9-155-1
9	古写真 中島釣殿 *	1 枚	明治時代初期(19 世紀)	(本紙) 縦 15.0 横 19.7	鍋 9-155-1
10	直正公御年譜地取 巻八	1 冊	明治時代(19 世紀)	縦 25.5 横 18.2	
11	談話筆記	1 冊	明治 27 年(1894)	縦 25.7 横 18.4	鍋 988.9-4
12	古川松根筆記	1 冊	明治時代(19 世紀)	縦 26.4 横 18.4	鍋 109-7
13	直正公譜 巻十	1 冊	明治 11 年(1878)	縦 25.8 横 18.3	鍋 113-40
14	野人亭稿	1 冊	明治時代(19 世紀)	縦 26.3 横 18.4	直正漢詩集
15	鍋島直正書簡	1 通	万治元年(1864)カ 4 月 5 日	縦 17.3 横 86.5	10 代鍋島直正長女・貢姫宛
16	鍋島直正書簡	1 通	慶応 2 年(1866)カ 2 月 21 日	縦 17.2 横 95.4	10 代鍋島直正長女・貢姫宛
17	神野御茶屋御置付御道具帳	1 冊	弘化 3 年(1846) 7 月	縦 29.8 横 20.6	鍋 092-2
18	御道具方御品控帳	1 冊	弘化 3 年(1846)	縦 27.1 横 18.8	鍋 074-2
19	神野御道具帳	1 冊	明治時代初期(19 世紀)	縦 27.0 横 19.0	鍋 090-7
20	紺紙白字詩書屏風	1 隻	江戸時代前期(17 世紀)	(各扇) 縦 131.0 横 53.0	洪浩然 筆
21	月渚宿雁図	1 幅	中国・明時代(15 ~ 16 世紀)	縦 142.2 横 70.3	呂紀 筆
22	銀象嵌釜鍔	1 具	江戸時代	口径 8.2	
23	風炉火箸	1 具	江戸時代	長さ 28.4	
24	宗偏好 四方釜風炉 五徳添	1 具	享和 3 年(1803)	高さ 13.7 胴径 35.2	松木宗四郎 作
25	焼締糸目結形水指	1 口	江戸時代(18 ~ 19 世紀)	高さ 18.1 口径 13.2 高台径 11.2	備前焼
26	染付楼閣山水文中水指	1 合	江戸時代後期(19 世紀)	高さ 18.5 口径 7.2 胴径 11.4	大川内 焼
27	真塗手桶	1 合	江戸時代(18 ~ 19 世紀)	高さ 25.5 口径 24.8 底径 23.2	8 代藩主・鍋島治茂 伝来
28	唐銅製建水	1 口	文化 5 年(1808)	高さ 7.4 口径 13.8 底径 10.4	名越弥五郎 作
29	竹製格子形炭斗 釜敷添	1 口	中国・明時代	高さ 10.1 口径 24.5 底径 21.2	
30	義閑作 茶杓	1 本	江戸時代中期(18 ~ 19 世紀)	長さ 18.3	水谷義閑 作
31	黒漆塗尻張棗	1 合	江戸時代	高さ 6.2 最大径 6.0	
32	黒漆塗丸小板	1 枚	江戸時代	高さ 2.0 口径 30.9	
33	枇杷色唐銅尻張形水次	1 合	文化 7 年(1810)	高さ 23.7 口径 11 胴径 18.8	名越弥五郎 作
34	青磁燗焼茶巾盥	1 口	江戸時代後期(19 世紀)	高さ 7.6 口径 24.5	大川内 焼
35	唐銅取手龍鳳覆雲透鈕有香炉	1 口	江戸時代	高さ 15.8 最大幅 17.5	
36	青磁三足付香炉	1 口	中国・明時代(14 世紀後半~15 世紀前半)	高さ 5.5 口径 5.7	中国・龍泉窯
37	唐松布袋唐子堆朱香盆	1 枚	中国・明時代(16 世紀)	高さ 2.1 縦 19.2 横 19.1	
38	黒漆塗布袋唐子螺鈿網代香合	1 合	中国・清時代(18 世紀)	高さ 7.8 縦 6.7 横 6.7	
39	銀夕顔形水注	1 合	江戸時代	高さ 10	
40	梨子地秋野時絵硯箱	1 合	江戸時代(18 世紀)	高さ 4 縦 25 横 14.5	古満安明 作
41	黒漆楼閣人物螺鈿軸盆	1 枚	中国・明時代(17 世紀)	高さ 2.8 縦 35.5 横 13.4	
42	山水人物彫竹筆立	1 基	中国・明時代	高さ 15 口径 12(8.6) 底径 12.1	
43	花丸模様短冊掛	1 枚	江戸時代	縦 66.4 横 9.6	
44	唐銅雨籠形文鎮	1 点	中国・明時代	横 3.5 高さ 3.2	
45	銀象眼龍頭筆架	1 点	朝鮮・李朝時代	横 14.7 高さ 2	
46	梨子地鳳凰雲鶴時絵中央卓	1 基	江戸時代後期(18 世紀後半)	高 52.3 縦 35.5 横 37.0	古満巨柳 作
47	鉄刀木茶棚	1 基	江戸時代	高さ 35.9 縦 27.4 横 34.3	
48	巻箱机 大和錦張	1 基	江戸時代	幅 64.7 奥行 33.7 高さ 24	
49	黒漆塗生花文螺鈿花台	1 基	江戸時代後期(19 世紀)	縦 35.8 横 47.1 高 13.9	
50	御来縣留記	1 冊	明治 20 年(1887)	縦 27.0 横 18.8	鍋 988.3-1
51	御来縣献上物控	1 冊	明治 20 年(1887)	縦 27.5 横 18.8	鍋 988.2-5
52	御来栄留記	1 冊	明治 20 年(1887) 2 月	縦 27.0 横 18.1	鍋 988.2-4
53	鍋島侯御来栄之概況	1 冊	明治 20 年(1887) 2 月	縦 23.1 横 17.5	鍋 988-6
54	鍋島侯御入栄概況餘聞	1 冊	明治 20 年(1887) 2 月	縦 24.9 横 17.7	鍋 988-7
55	御来佐日記	1 冊	明治 34 年(1901)	縦 27.1 横 18.6	鍋 988.1-4
56	御来佐日記	1 冊	明治 34 年(1901)	縦 27.2 横 19.0	鍋 988.2-23
57	御来佐中佐賀三新聞抄録	1 冊	明治 34 年(1901)	縦 24.2 横 16.2	鍋 988.2-25
58	御下縣録	1 冊	大正 6 年(1917) 4 月	縦 24.0 横 16.5	鍋 988.2-39
59	侯爵様・奥方様・直泰様 御下縣略記 御下縣ノ際献上品並其御挨拶控	1 冊	大正 12 年(1923) 3 月	縦 27.2 横 19.0	鍋 988.2-48
60	侯爵様・奥方様・直泰様 御下縣中の新聞切抜	1 冊	大正 12 年(1923) 3 月	縦 27.0 横 38.6	
61	神野御茶屋改築平面図 *	1 舗	大正時代(20 世紀)カ	縦 79.7 横 54.5	
62	色絵杏葉紋付菟花唐草文喫茶具	1 揃	大正 12 年(1923)	(皿) 口径 18.2 底径 11.4 高さ 1.7	深川製磁 製
63	神野御茶屋古写真 *	9 枚	大正時代(20 世紀)		

※ 所蔵先を表示していないものは、いずれも財団法人鍋島報効会所蔵

※ 鍋島家文庫資料(財団法人鍋島報効会所蔵 / 佐賀県立図書館寄託)は、備考欄に「鍋 673-2」のように請求番号を示した

※ *印は写真パネル展示

謝辞

本展の開催にあたり貴重なご所蔵品をご
出品頂き、またご協力・ご助言頂きました
左記の関係機関、関係各位の皆様には厚く
御礼申し上げます。

(敬称略・50音順)

佐賀県立図書館

石橋道秀

大園隆二郎

大橋康二

川上 力

小池 富雄

中野和彦

中野正裕

永松 亨

藤原友子

神野御茶屋 — 殿様の別邸

編集・発行

財団法人鍋島報効会

〒八四〇・〇八三一

佐賀市松原二丁目五・二二

TEL 〇九五二・二三・四二〇〇

URL <http://www.nabeshima.or.jp>

発行年月日

平成二十四年九月二十四日

印刷

(株)佐賀印刷社

本書の全部または一部を無断にて転載・複製するこ
とを禁じます。

©二〇二二 財団法人鍋島報効会

K O N O
V i l l a
s i n c e
1 8 4 6



徴古館

The Museum CHOKOKAN

NABESHIMA